

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化給付の対象となるためには、お住まいの区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認証保育所や地域型保育事業ではない家庭的保育事業などの認可外保育施設等は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化給付の対象となりました。

(注2) 「保育の必要性の認定」を受けるには、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの区市町村にご確認ください。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子供たちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化給付の対象となります。

(注) お住まいの区市町村の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、お住まいの区市町村に申請することが必要です。

- 東京都（または中核市）に届出等をした認可外保育施設等

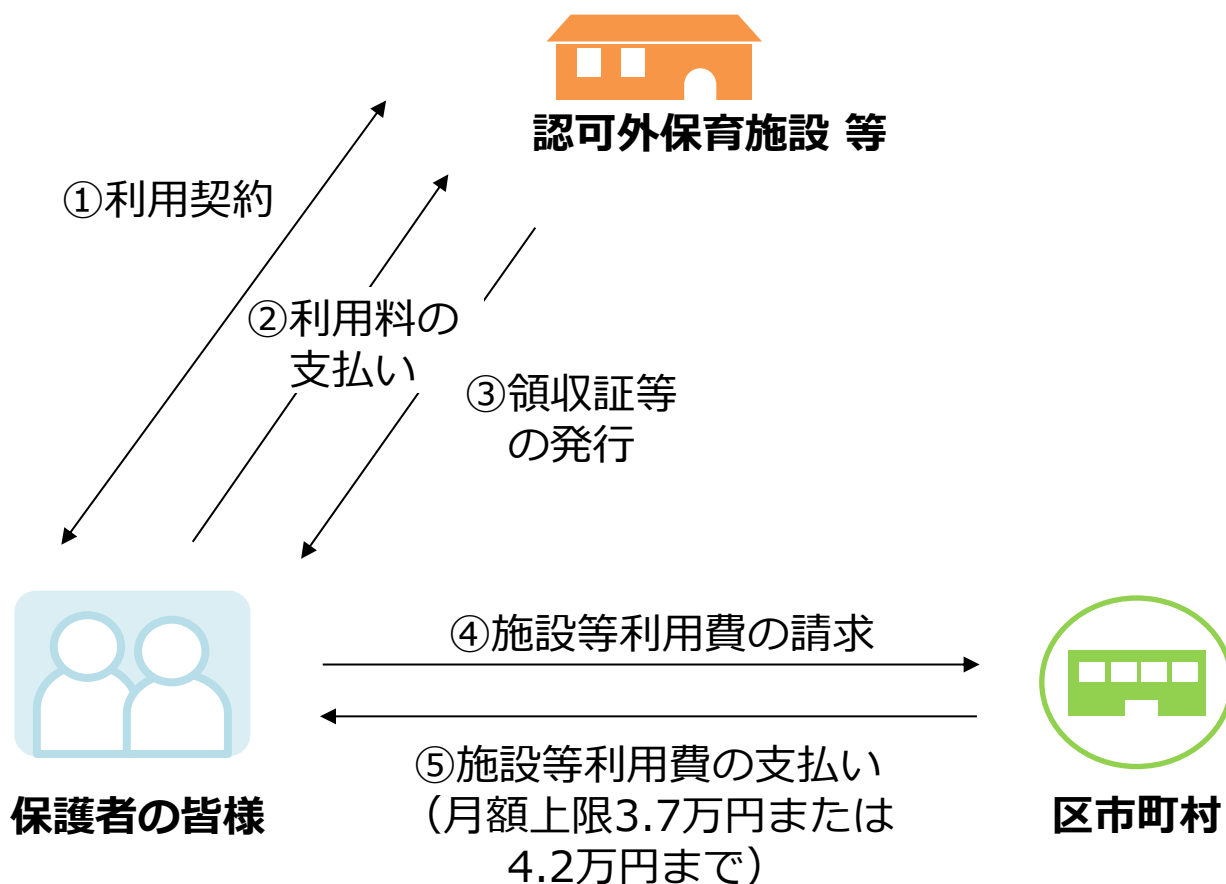
（認証保育所、地域型保育事業ではない家庭的保育事業、ベビーホテル、
事業所内保育施設、院内保育施設、ベビーシッター等） に加え、

- ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

(注1) 無償化給付の対象となる認可外保育施設等は、東京都（または中核市）に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が区市町村によって異なる場合があります。お住まいの区市町村にご確認ください。

(注2) 月額3.7万円、または4.2万円の範囲内であれば、複数の施設等の利用について給付を受けることが可能です。

[基本的な手続きのイメージ]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは区市町村への申請が必要です。

※請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、お住まいの区市町村にご確認ください。

※無償化給付の対象は通園送迎費、食材料費、行事費などを除いた保育料部分のみです。その他の経費は保護者の負担になりますのでご注意ください。

※区市町村において無償化給付とは別途、利用者への負担軽減事業を実施している場合があります。

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続きに関する問合せ先】
お住まいの区市役所、町村役場へお問い合わせください。